

パブリックコメント ご意見(1件)

<p>意見等の概要</p>	<p>第3編 地震災害対策編 P150 第2章 第16節 第5 市民及び自主防災組織等の活動について</p>	<p>災害発生後3日間は、道路寸断等により応急給水が行えない状況を想定し、市民や自主防災組織等において、備蓄飲料水の確保に努めるとともに、津波被害等により備蓄が流失する可能性も考慮し、応急期に飲料水を得るための手段・体制をあらかじめ整理しておく。</p> <p>災害発生後4日目から7日目位までは、市の応急給水等により、飲料水を確保することを基本とするが、給水車等の到着までの間は地域の実情に応じ、非浸水区域に立地する拠点等において、原水の確保及び浄水・煮沸等の処理を行い、応急的かつ限定的に、飲料水を確保することも想定する。</p> <p>地域内の井戸、湧水、ため池等については、原水としての活用可能性を踏まえ、浄水・煮沸等の処理を前提として、生活用水の確保に努める。</p> <p>市の実施する応急給水所での給水活動に対し、可能な範囲で協力するとともに、備蓄飲料水や応急的に確保した飲料水の運搬、配分についても支援を行う。</p> <p>-----</p> <p>文章構成は変えず、現行の考え方を補完する追記案として整理しました。私は、鶴間自主防災会の代表です。地元の住宅はほとんどが津波浸水域であり、津波発災時には家庭内備蓄の全喪失が想定されます。家庭内備蓄を確保しつつ、非浸水区域にある水田用ため池を浄水・煮沸して活かさないか、模索をしています。またご相談に伺いたいと思います。</p>
<p>市の対応</p>	<p>地域防災計画修正(案)について、ご意見いただきありがとうございます。</p> <p>「飲料水等の確保」につきましては、【地震災害対策】災害予防計画(P.36)において、「給水班の編成」や「災害時に利用が予定される井戸、泉、河川、貯水槽等の利用方法をあらかじめ検討しておく」、「資材・機材の整備」などを、自主防災組織等の活動として明記しております。</p> <p>大規模災害時には、公助のみならず、自主防災組織を中心とした地域の共助が重要となることから、引き続き組織の活動支援及び実効性の向上に努めてまいります。</p>	